

患畜処理手当等交付金（継続）

【923（923）百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患のまん延防止を図ります。

<背景／課題>

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した292例の口蹄疫、同年11月から翌年3月にかけて発生した9県24例の高病原性鳥インフルエンザについては、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、**近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾患が発生しており、これらの疾患の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。**
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患のまん延防止

<内容>

1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と合わせて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

- | | |
|-----------|---------------------|
| 2. 交付先 | 家畜等の所有者 |
| 3. 交付率 | 10/10、1/2
(法律補助) |
| 4. 事業実施期間 | 昭和19年度～ |

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

家畜伝染病予防費の概要

該 当 条 文	内 容	負 担 率 等	交 付 先
1 法第58条関係 (へい殺畜等棄却手当交付金) 動物又は物品の所有者に対する 手当金の交付	(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜（死亡畜又は死流産胎児）に対する手当金 (5) 焼却埋却物品に対する手当金（腐蛆病等）	評価額の1/3 評価額の4/5 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5	個 人 (所有者)
法第58の2関係 (へい殺畜等棄却特別手当交付金) 動物又は物品の所有者に対する特別 手当金の交付	(1) 患畜の殺処分特別手当金 (2) 疑似患畜の殺処分特別手当金 (3) 焼却埋却物品に対する特別手当金（腐蛆病等）	評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5	個 人 (所有者)
2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) (1) 法第21条第1項 (死体の焼却等) (2) 法第23条第1項 (汚染物品の焼却等) に要した費用の所有者に対す 交付	家畜の死体又は物品の焼却又は埋却に要した費用 (焼却・埋却費交付金)	1/2	個 人 (所有者)
3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を執行 するのに必要な費用の負担	(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (7) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (8) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (9) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用	10/10(寄生虫病予防は1/2) 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10(寄生虫病予防は1/2) 1/2 1/2 1/2	都道府県